○道路の区域変更

目

次

告

示

○保安林の指定施業要件の変更

三件

○道路の供用開始 ○都市計画区域の変更

○都市計画の変更(三件 )指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

○土地改良区の定款変更の認可

(東部地方振興事務所)

四 四

〇宮城県告示第四百十三号

建築宅地課

○開発行為に関する工事の完了 告

宮

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

教育委員会

○教育委員会定例会の開催

人事委員会

○人事委員会規則七一 十四四 (期末手当) の一部を改正する規則

○人事委員会規則八―七 ○人事委員会規則七一 土五. (職員の育児休業等に関する規則)の (勤勉手当)の一部を改正する規則

一部を改正

六

〇宮城県告示第四百十四号

六 六 六 Ŧī.

変更後の地域

別冊二のとおり

〇人事委員会規則十 一一二 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職

○人事委員会の権限 等の範囲を定める規則) (期末手当) の一部を改正する規則 の一部委任の一部を改正する告示

(1)

行

(勤勉手当)

の一部委任の一部を改正する告示

発 宮 城 県 (総務部県政情報・文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022 (211) 2267 (毎週火,金曜日発行)

○人事委員会の権限

○宮城県告示第四百十二号 ○県道山下停車場線2号事件審理の開催 ○人事委員会の権限 を改正する告示 収用委員会 (職員の育児休業等に関する規則)の一部委任の一部 告

示

七

七

七

ページ

変更し、令和二年五月十五日から施行する。 和四十六年宮城県告示第二百五十一号 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、 (農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように 昭

なお、その関係図面は、 宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置い

 $\equiv$ 

路 同

課

(都市計画課)

 $\equiv$ 

同

変更後の地域

別冊一のとおり

道

(森林整備課) 農業振興課

令和二年五月十五日

て縦覧に供する。

宮城県知事 村 井 嘉

浩

和四十七年宮城県告示第二百六十五号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、

昭

変更し、令和二年五月十五日から施行する。

契

約

課

Ŧī. Ŧī.

Ŧî.

て縦覧に供する

令和二年五月十五日

建築宅地課

なお、その関係図面は、 宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置い

宮城県知事

村 井 嘉

浩

令和! 和四十八年宮城県告示第百六号(農業振興地域の指定)で指定した農業振興地域を次のように変更し、 農業振興地域の整備に関する法律 一年五月十五日から施行する (昭和四十四年法律第五十八号)第七条第一項の規定により、

県 第103号 令和2年5月15日 金曜日 宮 城 公 報 (2) $\frac{-}{1}$ 1 ○宮城県告示第四百十五号 林の指定施業要件を変更する。 変更後の地域 て縦覧に供する。 3 2 2 別冊三のとおり なお、 3 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安 令和二年五月十五日 令和二年五月十五日 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 (2) (1) 気仙沼市(次の図に示す部分に限る。) (2) 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 気仙沼市(次の図に示す部分に限る。) 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の方法 その関係図面は、 次のとおりとする 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林 主伐に係る伐採種は、定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林 宮城県庁(農政部農業振興課)及び宮城県仙台地方振興事務所に備え置い 宮城県知事 宮城県知事 村 村 井 井 嘉 嘉 浩 浩  $\frac{\Xi}{1}$ 3 2 3 2 (「次の図」及び「次のとおり」は、 変更後の指定施業要件 保安林として指定された目的 保安林として指定された目的 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 (4) (3) (2) (1)指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 (3) (2) 変更後の指定施業要件 (3) 気仙沼市(次の図に示す部分に限る。)、本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。) 潮害の防備 気仙沼市 (次の図に示す部分に限る。) 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 次のとおりとする。 整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない 次の森林については、主伐は、択伐による。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林 主伐は、択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林 気仙沼市(次の図に示す部分に限る。)、本吉郡南三陸町(次の図に示す部分に限る。) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。 省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林

○宮城県告示第四百十六号

整備課)

並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。

林の指定施業要件を変更する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東松島市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

風害の防備

変更後の指定施業要件

主伐は、択伐による。

立木の伐採の方法

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

整備課)及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和二年五月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木

令和二年五月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類 一般国道

道路の区域 線 名 三四七号

○宮城県告示第四百十八号

同郡同町宮崎字南一番四地先まで 加美郡加美町宮崎字南一番四地先から

後

九・五~

五三・四

変 更 0) 区 間

前変 変更の

敷

地 0)

ル幅

員

敷 地

0)

延

ル 長

前

九・五~

Ŧi.

五三・四

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

その関係図面は、令和二年五月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年五月十五日

一般国道	種道路類の
三四七号	路線名
同郡同町宮崎字南一番四地先まで加美郡加美町宮崎字南一番四地先から	供用開始の区間
令和二年 五月十五日	供用開始年月日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

## ○宮城県告示第四百十九号

石巻広域都市計画区域を次のとおり変更した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、

令和二年五月十五日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画区域の名称

石卷広域都市計画区域

 $\stackrel{-}{\rightharpoonup}$ 都市計画区域の変更に係る土地の区域

新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

石巻市 潮見町の一部

○宮城県告示第四百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

報 第103号 (4) <u>-</u> 規定により、 ○宮城県告示第四百二十二号 ついての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。 規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した ○宮城県告示第四百二十一号 ついての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する ついての関係図書を宮城県庁(土木部都市計画課)において公衆の縦覧に供する。 1 なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の 都市計画の変更に係る土地の区域 都市計画の種類 都市計画の変更に係る土地の区域 都市計画の種類 石卷広域都市計画区域区分 令和二年五月十五日 仙塩広域都市計画区域区分 令和二年五月十五日 令和二年五月十五日 新たに市街化区域を指定する土地の区域 松島町 石巻市 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域 石巻広域都市計画を次のとおり変更した。 飯野坂字北沖、同字南沖、 潮見町の一部 明石上桜ノ木の一部 森郷字新太子堂、同字新椎の木前、同字仲町浦、利府字新神明前、同字館前及び同字 高城字前田沢、同字明神三、同字明神四及び同字田中一の各一部 城前の各一部 神谷沢字金沢、同字北沢、 同字広畑、 同字小揚場、同字土城堀及び増田字大畔の各一部 同字長田、 宮城県知事 宮城県知事 同字塚元及び同字館の内の各一部 村 村 井 井 当該都市計画に 嘉 嘉 浩 浩  $\vec{-}$ 地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 第二項の規定により、令和二年五月八日認可した。 ○宮城県告示第四百二十四号 造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。 ○宮城県告示第四百二十三号 (<u>PU</u>)  $(\equiv)$  $(\Box)$ 2 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台 河南矢本土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条 変更しようとする年月日 変更後の事務所の所在地 都市計画の変更に係る土地の区域 届出者の名称 都市計画の種類及び名称 令和二年五月十五日 令和二年五月十五日 令和二年五月一日 株式会社グッドアイズ建築検査機構 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号 名称 種類 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号 神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十二号 追加する部分 宮城県仙台市青葉区中央四丁目十番三号 群馬県利根郡みなかみ町月夜野三千二百七十三番地二 仙台塩釜港石巻港区臨港地区 石巻市 潮見町の一部 石卷広域都市計画臨港地区 宮城県東部地方振興事務所 宮城県知事 宮城県知事

村

井

嘉

浩

村

井

嘉

浩

の定める期間 があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会 大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、 その職員の職務に密接な関連

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する。

人事委員会規則七—十五 (勤勉手当) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕

人事委員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を改正する規則

〇人事委員会規則七—十五—四十

員会規則七―十五(勤勉手当)の一部を次のように改正する。 人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、 人事委

第五条第二項第三号に次のように加える

の定める期間 があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会 大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、その職員の職務に密接な関連 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立

則

宮

この規則は、 令和二年十一月三十日から施行する。

人事委員会規則八—七 (職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布す

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕

〇人事委員会規則八―七―十七

人事委員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則) の一部を改正する規則

員会規則八―七(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する 人事委員会は、職員の育児休業等に関する条例 (平成四年宮城県条例第十二号)に基づき、 人事委

第四条第一号チに次のように加える。

(4)立大学法人をいう。)その他の人事委員会の定める法人において、 国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国 その職員の職務に密接な

関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事

委員会の定める期間

附

この規則は、令和二年十一月三十日から施行する

八事委員会規則十一—二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)

0) 一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長

千

葉

裕

〇人事委員会規則十一—二—七十四

人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規

の一部を改正する規則

き、人事委員会規則+一―二 (公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則) 人事委員会は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項の規定に基づ

別表第一多賀城市の項中「震災復興推進局長」を「局長」に改める。

の一部を次のように改正する。

この規則は、公布の日から施行する。

〇人事委員会告示第一号

和五十六年人事委員会告示第二号(人事委員会の権限(期末手当)の一部委任)の一部を次のように 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、 昭

改正した。

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 葉 裕

一 二中世を当とし、四から世までを缶から世までとし、 三の次に次のように加える。

(四) 規則七―十四第五条第二項第四号ハに規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定め

この告示の効力の発生する日 令和二年十一月三十日 る期間について定めること。

○人事委員会告示第二号

成九年人事委員会告示第七号(人事委員会の権限(勤勉手当)の一部委任)の一部を次のように改正 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平

令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

裕

委員長

る期間について定めること。 規則七―十五第五条第二項第三号ニに規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定め 二中穴を出とし、伍を穴とし、四を丘とし、三の次に次のように加える。

この告示の効力の発生する日 令和二年十一月三十日

〇人事委員会告示第三号

成十四年人事委員会告示第四号(人事委員会の権限(職員の育児休業等に関する規則)の一部委任) 人事委員会は、人事委員会規則二―二(他の機関及び事務局長に対する権限の委任)に基づき、平

の一部を次のように改正した。 令和二年五月十五日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕

二中三を四とし、二の次に次のように加える。

 $(\equiv)$ について定めること。 規則八―七第四条第一号チ4年規定する人事委員会の定める法人及び人事委員会の定める期間

二 この告示の効力の発生する日

令和二年十一月三十日

収 用 委 員 슾

〇宮城県収用委員会告示第16号

(7)

宮城県起業の県道山下停車場線改築工事(宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木

第219号)第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。 地内まで)に係る土地収用事件(県道山下停車場線2号事件)について,土地収用法(昭和26年法律

令和2年5月15日

中华 令和2年6月26日(金)午後2時から

> $\mathbb{H}$ 荗

県収用

衆 dk

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県 行政庁舎9階

審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

2 ω